Monthly Topics
平成 27 年 4 月号

DEGUCHI -Office

社会保険労務士法人出口事務所
中小企業マネジメントセンター
http://www.deguchi-office.com/

◆ お知らせ ◆

平成27年4月分保険料(5月納付分)から、介護保険の保険料率が変わります。

全国健康保険協会では、原則、年 1 回保険料率の見直しを行っています。今回、改定された介護保険の保険料率（40 歳以上 65 歳未満の方）は「平成 27 年４月分（同年５月納付分)」からの保険料を計算する際の基礎となります。

現行	平成 27 年 4 月分～
1.72%	1.58%

◆◆ 平成 27 年４月分(５月納付分)からの協会けんぽの保険料率 ◆◆

１．一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

北海道	１０．１４％	石川県	９．９９％	岡山県	１０．０９％
青森県	９．９８％	福井県	９．９３％	広島県	１０．０３％
岩手県	９．９７％	山梨県	９．９６％	山口県	１０．１０％
宮城県	９．９６％	長野県	９．９１％	徳島県	１０．１０％
秋田県	１０．０６％	岐阜県	９．９８％	香川県	１０．１１％
山形県	９．９７％	静岡県	９．９２％	愛媛県	１０．０３％
福島県	９．９２％	愛知県	９．９７％	高知県	１０．０５％
茨城県	９．９２％	三重県	９．９４％	福岡県	１０．０９％
栃木県	９．９５％	滋賀県	９．９４％	佐賀県	１０．２１％
群馬県	９．９２％	京都府	１０．０２％	長崎県	１０．０７％
埼玉県	９．９３％	大阪府	１０．０４％	熊本県	１０．０９％
千葉県	９．９７％	兵庫県	１０．０４％	大分県	１０．０３％
東京都	９．９７％	奈良県	９．９８％	宮崎県	９．９８％
神奈川県	９．９８％	和歌山県	９．９７％	鹿児島県	１０．０２％
新潟県	９．８６％	鳥取県	９．９６％	沖縄県	９．９６％
富山県	９．９１％	島根県	１０．０６％		

注．健康保険組合が管掌する健康保険においては、
組合独自の保険料率となっており、介護保険料
の負担の仕方も異なる場合があります。
所属する組合の規約等をご確認ください。

◆　人　事　労　務　◆

■改正パートタイム労働法の施行

平成27年４月１日より、パートタイム労働法が改正施行されました。
今回の改正は、政府が進めている短時間労働者（パートタイム労働者）の雇用管理の改善等の促進を図るため、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者を拡大する等の改正が行われました。そこで今回は、改正されたパートタイム労働法についてご紹介いたします。

■　改正の目的と会社の対応

パートタイム労働者の公正な待遇の確保、また納得して働くことができるようにする目的で、法改正とともに施行規則やパートタイム労働指針も変わりました。会社としてもこの機会をパートタイム労働者の労務管理を今一度見直すチャンス到来ととらえ、自社の状況を検証し対応していきましょう。

■　そもそもパートタイム労働者とは

パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者とは、「１週間の所定労働時間が**同一の事業所**に雇用される**通常の労働者**（正社員）の１週間の所定労働時間**より短い労働者**」のことです。正社員より所定労働時間が**短い**労働者はこの法令が適用されるので要注意です。企業によって、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など呼称は様々ですが、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

■　主な改正のポイント

１．パートタイム労働者の公正な待遇の確保
　○正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
　　改正後は、有期契約であっても、(1)職務内容が正社員と同一、(2)人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、に該当していれば正社員と同様の対応が求められることになります。

２．パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
　○パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
　　パート労働者への説明義務、及び相談窓口を明示することが必要となりました。
　　パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に**「相談窓口」**（相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署等）**が追加**されました。

３．パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
　○厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設
　○虚偽の報告等をした事業主に対する過料の新設

改正パートタイム労働法に関する詳細な情報は下記厚生労働省のＨＰがありますので一度ご確認ください。
　※パート労働ポータルサイト(厚生労働省)
　　「パート指標でチェックしよう！」　http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/check/index.html

■平成 27 年４月から現物給与の価格が改定されました

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価格は、厚生労働大臣が定めることとされています。この価格が平成 27 年４月１日より改定されました。

今回の改定では、栃木県を除く都道府県において、**食事の現物給与額が変更**になりました。

◆◆東京都の場合◆◆
１人１か月あたりの食事の額は「19,500 円」、１人１日あたりの食事額は「650 円」、
１人１日あたりの昼食のみの額は「230 円」に改定されます。

現物給与とは？

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といい、現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の決定を行います。

現物給与価額の改定は、固定的賃金の変動に該当します。
「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますので、ご注意ください

注．健康保険組合が管掌する健康保険においては、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合がありますので、所属する組合の規約等をご確認ください。

■平成 27 年度の雇用保険料率

平成 27 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの雇用保険料率は、平成 26 年度から**変更はありません**。

（平成 27 年度　雇用保険料率表）

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

◆　そ　の　他　◆

■非正規労働者の安全衛生 、 労災発生率は、正規労働者の３倍！

１．非正規労働者の増加とその理由

平成 27 年２月 17 日に「労働力調査（詳細集計）平成 26 年平均」速報が、総務省から発表されました。それによると、正規労働者は前年に比べ 16 万人減少し、3,278 万人、非正規労働者は 56 万人増加し 1,962 万人となりました。これは雇用者全体（5,240 万人）の 37.4%を占めています。男女別にみると、男性は正規労働者が 2,259 万人と８万人減少、非正規労働者が 630 万人と 20 万人の増加となっています。なお、非正規労働者とはパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等を言います。

非正規労働者を男女、現職の雇用形態について主な理由別にみると、男性は「正規労働者の仕事がないから」が 160 万人（27.9%）と最も多く、次いで「自分の都合の良い時間に働きたいから」が 130 万人（22.7%）となり、女性は「自分の都合の良い時間に働きたいから」が 332 万人（26.3%）で最も多くなっています。

２．非正規労働者の労働災害発生率は正規労働者の３倍

このように４割近くを占める非正規労働者の労働災害発生率ですが、厚生労働省が民間に委託して実施した「非正規労働者に係る安全衛生管理の実態に係る調査」によると、年千人率（一年間の労働者 1,000 人あたりに発生した死傷者数の割合）で、正規労働者は 0.36 であるのに対し、パートタイマーは 1.14、契約社員は 0.59 となっており、パートタイマーの労働災害発生率は正規労働者の３倍となっています。

調査結果では、非正規労働者の安全衛生上の問題について下記の通りとなっています。

①安全衛生教育・活動の時間が確保できない

②非正規労働者の安全衛生に関する意識が低い

③安全衛生組織・体制等が不十分

④職場のチームワーク、コミュニケーション不足等があげられています。

これを見ると非正規労働者の安全衛生教育と組織体制の確立、コミュニケーションが不十分なことが非正規労働者の労働災害が多い理由と考えられます。

３．安全衛生対策の第一歩は、日頃のあいさつから

上記の結果を踏まえ事業場ではどのような対策がとれるでしょうか。
安全衛生教育を正規・非正規双方に適切に行うことはもちろんですが、さらに大切なのは職場内のコミュニケーションです。雇用形態はそれぞれに異なっても、一緒に仕事を進めていく仲間です。報告・連絡・相談の徹底はもちろん、まずは、毎日のあいさつが第一歩です。ほんの数秒のことですが、手を止めて正対し、相手の顔を見て、きちんとあいさつする。こんな些細なことからコミュニケーションが始まり、チームワークが育っていくものです。